

大分県財務総合システム収納データ作成業務委託 入札説明書

大分県財務総合システム収納データ作成業務委託に係る一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等関係法令に定めるもののほか、本入札説明書によるものとする。

入札参加者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

本入札において、仕様等に疑義がある場合は、下記3に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由とした異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和6年9月13日（金）

2 一般競争入札に付する事項

(1) 業務名

大分県財務総合システム 収納データ作成業務委託

(2) 委託契約期間

令和6年10月1日から令和7年10月1日まで（長期継続契約）

(3) 業務内容（単価契約）

- ・大分県財務総合システムに係る収納データの作成
- ・データエントリが必要な帳票の配送、仕分け等

(4) 納入場所

大分県が指定する場所

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号

大分県会計管理局審査・指導室財務総合システム開発班（県庁舎本館2階）

電話番号 097-506-2935 、 FAX 097-506-1836

E-Mail zaimu-kaihatsu@pref.oita.jp

4 契約事項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和6年9月27日（金）まで入札説明書及び仕様書等を掲載することにより契約条項を示す。

ただし、収納データの作成に必要な「エントリデータ仕様書」については、以下のとおりとする。

(1) 日時

令和6年9月13日(金)から同年9月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

(2) 場所

大分県会計管理局審査・指導室財務総合システム開発班にて示す。

5 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(「大分県が発注する情報システム開発業務の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」の廃止後も資格を有していると思なされている者を含む)を有している者であること。
- (3) ISO27001及びプライバシーマークを取得している者であること。
- (4) 令和6年9月24日(火)午後3時までに上記(3)の証明書の写しを提出した者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に確認する場合がある。
 - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 公示の日以降開札までの間において、大分県から指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札参加申請の手続きを期日までに行った者であること。

6 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 入札参加申請書の提出期限及び提出場所

この入札に参加する者は、入札参加申請書を以下の期日までに提出すること。

- (1) 日時 令和6年9月24日（火）午後3時
- (2) 場所 大分県会計管理局審査・指導室財務総合システム開発班

8 入札書の提出及び開札の場所及び日時

- (1) 日時 令和6年9月27日（金）午前9時
- (2) 場所 大分県庁本館1階 11会議室
- (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行うものとする。
- (4) その他 郵送による入札は認めないものとする。

9 入札説明書等に関する質問等

(1) 質問方法

質問は、大分県財務総合システム収納データ作成業務委託質問書（別紙様式）により持参又は電子メールで行うこととし、電子メールの場合には必ず電話により到達を確認すること。なお、質問書には担当者の部署、氏名、電話番号等を漏れなく記載すること。

(2) 質問の提出先

大分県会計管理局審査・指導室財務総合システム開発班

(3) 質問の受付期間

公告日から同年9月24日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、質問書提出の翌日から起算して3日（土曜日及び日曜日を除く。）以内に質問の内容及び回答を大分県ホームページに掲載する。

10 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記5の(2)に掲げる資格の審査申請又は登録事項の変更届の経路を経て、入札の参加、契約の締結及び物品の納入、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録を受けた者（以下「本人」という。）が参加することを原則とする。
- (2) 本人が入札に参加する場合、入札書は別添の入札書（本人入札用）を使用すること。
- (3) 代理人が入札に参加する場合は、別添の様式による委任状を入札前に提出すると

もに、入札書は別添の入札書（代理人入札用）を使用すること。

- (4) 入札書及び委任状は記載例により作成すること。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に少数第 3 位未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。よって、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。

11 入札保証金及び契約保証金

免除とする。

12 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和 39 年大分県規則第 22 号）第 27 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札書に入札者又はその代理人の記載がなく、入札者が判明できない入札

13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

14 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 全ての単価が予定価格以下の場合に落札決定とする。全ての単価が予定価格以下である者が 2 人以上あるときは、年間所要額の最も低廉な者を落札者とする。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に替わりにくじを引かせるものとする。
- (4) 再度入札は 2 回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号又は第 9 号の規定により随意契約を行うものとする。